

○益田市立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例

平成元年12月22日

益田市条例第15号

改正 平成14年3月25日条例第17号

平成16年3月25日条例第18号

平成16年10月22日条例第144号

平成27年12月18日条例第41号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食の調理等を共同処理するため、本市に学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益田市立高津学校給食センター	益田市高津四丁目27番72号
益田市立美都学校給食共同調理場	益田市美都町都茂1947番地

(所管)

第3条 共同調理場は、益田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する。

(職員)

第4条 共同調理場に、場長その他所要の職員を置く。

(運営委員会)

第5条 共同調理場の運営に関し必要な事項を審議するため、益田市学校給食共同調理場運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、委員15名以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の規定にかかわらず、委員は再任を妨げない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(益田市立中央学校給食調理場設置及び管理に関する条例の廃止)

2 益田市立中央学校給食調理場設置及び管理に関する条例(昭和43年益田市条例第20号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年益田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年3月25日条例第17号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第18号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月22日条例第144号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第41号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。